

2021年1月12日

各位

会社名 株式会社 J B イレブン
代表者 代表取締役社長 新美 司
(コード番号: 3066 名証第二部)
問合せ先 執行役員 黒田 博 司
電話番号: 052-629-1100

第三者割当による行使価額修正条項付第5回新株予約権（停止要請条項付）

の発行に関するお知らせ

当社は、2021年1月12日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第5回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行を決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2021年1月28日
(2) 発行新株予約権数	4,000個
(3) 発行価額	新株予約権1個につき金570円（総額2,280,000円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数: 400,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は455円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は400,000株であります。
(5) 資金調達額（差引手取概算額）	302,080,000円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額757円 行使価額は、本新株予約権の発行要項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の名古屋証券取引所（以下「名証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「名証終値」といいます。）の90%に相当する金額に、当該修正日以降修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	東海東京証券株式会社に対する第三者割当方式
(8) その他	当社は、下記の内容について、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と東海東京証券株式会社（以下「割当予定先」といいます。）との間で締結予定の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）において合意する予定であります。詳細については、別記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」及び別記「6. 割当予定先の選定理由等（6）その他」をご参照ください。 ①当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を定めて、本新株予約権の不行使を要請することができること ②割当予定先は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の買取を請求することができ、かかる請求がなされた

この文書は、当社の第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

	場合、当社は本新株予約権を買い取ること ③割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと
--	--

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額（発行決議日の直前取引日の名証終値）で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。また、実際の資金調達の額は行使価額の水準により増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には資金調達の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、当社及び子会社4社により構成されています。当社は、持株会社としてグループ各社を取りまとめ、経営管理及び業務遂行支援を行うほか、フランチャイズ事業の本部として業務運営を行っております。J B レストラン株式会社はラーメン及び中華料理飲食店の「一刻魁堂」、「桶狭間タンメン」、「ロンフーエアキッチン」、「横浜家系ラーメン」、「ロンフーダイニング」及びその派生業態の「ロンフービストロ」、「ロンフーパティオ」、「ロンフーキッチン加木屋中華」の運営事業、株式会社ハートフルワークは「珈琲所コメダ珈琲店」の運営事業、株式会社ハットリフーズは洋食レストラン「ドン・キホーテ」の運営事業、桶狭間フーズ株式会社は食材の製造販売事業を行っています。

国内消費は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行政要請等により、在宅関連の消費は好調に推移する一方で、運輸・宿泊・娯楽・飲食等の分野で顧客へ直接サービスを提供している業態では、未曾有の危機的影響を受けました。

外食産業全般では、2020年6月に営業自粛要請は一旦解除されましたが、同7月には第二波、また同11月には第三波が発生し、都心型立地や飲酒を主体とする店舗等では売上が停滞し、ウィズコロナ、アフターコロナと呼ばれる新たなビジネス環境へと変化しています。

このような環境下で、当社グループは、コロナ禍への対処を最優先課題とし、行政要請に対応しつつ、顧客及び従業員への安全配慮、並びに資金借入の前倒しによる手元流動性の確保、不動産賃借料の軽減要請等、緊急事態対応を進めました。一方、都心型及び飲酒重点型の店舗閉店や、フランチャイズ店舗の拡大、嗜好性が強く常連客のリピーター率が高いことから、コロナ禍の影響が比較的小さい「横浜家系ラーメン」の出店、及び食材販売事業の拡大等、アフターコロナへ向けて収益構造改革を進めてまいりました。

また、2020年10月には中部・北陸圏の外食企業と共同で設立された「共創 和や会」の活動を通して様々な共働・協力を行い、コスト改善や新たな付加価値創造にも努めております。

さらに、同11月には2023年3月期を最終年度とする中期経営計画を策定し、「おいしさと楽しさを創造し、笑顔あふれる社会づくりに貢献するとともに、一人ひとりの成長と幸せを実現する」という企業理念に基づき、ウィズコロナ、アフターコロナへの対応、事業領域拡大と事業構造改革による収益力向上、中核事業におけるブランドポートフォリオ戦略の推進、デジタルトランスフォーメーション推進をはじめとする社内管理体制の強化等を図り、企業価値の拡大に向けて全力を傾注しております。

2021年3月期第2四半期連結累計期間における業績につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による行政要請等への対応もあり、売上高は2,805百万円、営業損失141百万円、経常損失139百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失は480百万円、営業活動によるキャッシュ・フローは185百万円のマイナスとなりました。新型コロナウイルス感染症が今後の社会、経済に及ぼす影響等は未だ不透明であるとの認識の下、上記の中期経営計画の実現に繋がる店舗改装、新規出店等のための中長期成長投資による収益基盤の強化には、財務体質の改善に有効なエクイティ性のあるファイナンスが不可欠であると判断し資金調達を行うことといたしました。

なお、本新株予約権発行による調達資金の具体的な使途及び支出予定時期につきましては、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」をご参照ください。

(2) 本新株予約権の商品性

この文書は、当社の第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

今回の資金調達、当社は、割当予定先に対し、行使可能期間を約3年間（2021年1月29日から2024年1月29日まで）とする行使価額修正条項付新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別添の発行要項第10項に記載されています。）を第三者割当ての方法によって割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む本買取契約を締結いたします。

＜本新株予約権の行使の停止＞

当社は、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、期間を定めて行使の停止を要請（以下「停止要請」といいます。）することができます。停止要請の期間は当社の裁量により決定することができます。また、当社は、一旦行った停止要請をいつでも取り消すことができます。また、当社は、停止要請を行った場合、又は停止要請を取り消した場合、その都度、名証を通じて適時開示を行います。

＜割当予定先による本新株予約権の買入れ＞

割当予定先は、割当日の翌取引日以降のいずれかの10連続取引日における全ての名証終値が下限行使価額を下回った場合に、当該10連続取引日の最終取引日以降本新株予約権を行使することができる期間の末日の4取引日前まで（同日を含みます。）に当社に対して通知することにより、その保有する本新株予約権を払込金額と同額で買い取ることを請求することができ、かかる請求を受けた場合、当社は、速やかに（遅くとも3取引日以内に）かかる請求の対象となっている本新株予約権の全部を払込金額と同額で買入れます。また、当社は、本新株予約権の行使期間の末日時点において残存する本新株予約権がある場合には、当該本新株予約権の全部を、その払込金額と同額で取得します。

＜本新株予約権の譲渡＞

本買取契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して本新株予約権の停止要請及びその取消しを行う権利、並びに割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

（3）本新株予約権を選択した理由

当社は、上記「（1）資金調達の主な目的」に記載した内容を実行するために、資本金調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行いました。当社としては、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本の増強が行えること、資金調達の機動性や蓋然性が確保された手法であるかを重視いたしました。

結果、上記「（2）本新株予約権の商品性」に記載した、本新株予約権、割当予定先と締結する予定の本買取契約の内容を考慮して、本スキームが当社にとって現時点において最良の資金調達方法であると判断いたしました。

【本新株予約権の特徴】

① 株価への影響の軽減が可能なこと

- ・ 行使価額は各行使請求の効力発生日の直前取引日の名証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・ 下限行使価額が455円（発行決議日前取引日の名証終値の60%の水準）に設定されていること

② 希薄化の抑制が可能なこと

- ・ 本新株予約権は、潜在株式数が400,000株（発行決議日現在の発行済株式総数7,443,000株の5.37%）と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。
- ・ 本新株予約権の新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができるため、行使価額が下限行使価額を上回る水準では行使が進むことが期待される一方、当社は、当社株価動向等を勘案して停止要請を行うことによって、本新株予約権の行使が行われないようにすることができます。

この文書は、当社の第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

③ 資金調達ニーズへの柔軟な対応が可能なこと

- ・ 本新株予約権は、発行後の株価の状況や当社の資金調達ニーズを考慮し、停止要請を行うことを通じて、臨機応変に資金調達を実現することが可能な設計になっております。

④ 資本政策の柔軟性が確保されていること

- ・ 資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

【本新株予約権の留意事項】

本新株予約権には、主に、下記①乃至④に記載された留意事項がありますが、当社といたしましては、上記①乃至④に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

- ① 本新株予約権の下限行使価額は455円（発行決議日前取引日の名証終値の60%の水準）に設定されており、株価水準によっては本新株予約権の行使による資金調達の全部又は一部ができない可能性があります。
- ② 株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ③ 当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。
- ④ 本新株予約権発行後、名証終値が10取引日連続して455円を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取を請求する場合があります。

【他の資金調達方法との比較】

① 公募増資との比較

公募増資による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、資金調達ニーズの発生を受けてから、公募増資による資金調達の準備を開始した場合には、公募増資は一般的に1ヶ月から2ヶ月程度の準備期間を要するため、資金調達ニーズの発生から実際に資金調達が行われるまで、相当程度の期間が必要となります。

② 第三者割当による新株式発行との比較

第三者割当による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、割当先が相当程度の議決権を保有するため、当社の株主構成やコーポレートガバナンスに影響を及ぼす可能性があるものと考えております。

③ 第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行との比較

第三者割当による転換社債型新株予約権付社債（以下「CB」といいます。）の発行は、様々な商品設計が考えられます。一般的には割当先による転換権の行使が制限されないため、当社は希薄化をコントロールできませんが、本スキームでは、割当予定先と当社との間で締結予定の本買取契約により、当社は行使停止期間を定めることができるため、当社による希薄化のコントロールが一定程度可能となります。また、転換価額が固定されているCBは、株価が転換価額より上昇しない限り転換が進捗せず資本増強目的が達成できないことが懸念されます。一方、株価に連動して転換価額が修正されるCBは、一般的には転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

④ ライツ・オフエリングとの比較

いわゆるライツ・オフエリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフエリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフエリングがあります。コミットメント型ライツ・オフエリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オフエリングでは、既存投資家の参加率が不透明であることが、資金調達の蓋然性確保の観点から不適當であると判断いたしました。

⑤ その他の商品性の第三者割当による新株予約権の発行との比較

第三者割当型新株予約権は、様々な商品設計が考えられます。例えば、権利行使価額が固定の新株

この文書は、当社の第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

予約権では、株価が権利行使価額を上回らない限り、権利行使が進捗せず資金調達目的が達成できないことが懸念されます。加えて、株価上昇時には当社はその株価上昇メリットを享受できません。

⑥借入・社債との比較

借入や社債による資金調達では、利払い負担や返済負担が生じるとともに、当社の財務健全性の低下が見込まれます。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
305,080,000	3,000,000	302,080,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、発行価額の総額に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額（発行決議日の直前取引日の名証終値）で行使されたと仮定して算出した金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用及び変更登記費用等）の合計であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額302,080,000円について、具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 店舗改装のための設備投資資金	152	2021年1月～2024年1月
② 新規出店等のための設備投資資金	100	2021年1月～2024年1月
③ 財務健全化に向けた借入金の返済資金	50	2021年1月～2024年1月
合計	302	-

- (注) 1 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、手元資金及び銀行等からの借入金により充当する予定であります。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、①の店舗改装資金に充当する予定であります。
- 2 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画であります。支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
- 3 上記具体的な使途①から③は、資金使途としての優先順位に従って記載しております。

第三波の渦中にあるなか新型コロナウイルス感染症が今後の社会、経済に及ぼす影響は不透明であるとの認識の下、当社が収益構造を強化し今後も成長するために上記表中記載の具体的な使途に充当することを予定しております。各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① 店舗改装のための設備投資資金

2024年1月までに、「一刻魁堂」、「ロンフーダイニング」、「桶狭間タンメン」等、既存業態の店舗改装のための設備投資として152百万円を本調達資金から充当する予定です。新型コロナウイルス感染症の

この文書は、当社の第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

感染拡大に伴い、店舗改装に伴う設備投資を一時中断していましたが、店舗設備の劣化に伴うブランド毀損を未然に防止し、将来の利益確保を目的として計画的な設備投資を再開しております。店舗改装については、ウィズコロナや、アフターコロナを見据えた店舗づくり、省力化・店舗IT化によるオペレーション効率アップに注力し、また、店舗の改装により売上の増加が見込まれる店舗の改装設備投資を優先し、収益力の向上を図ります。

② 新規出店等のための設備投資資金

当社は、従来からのラーメン事業、中華事業に加え、2018年7月にはコメダ珈琲店のフランチャイジーである「株式会社ハートフルワーク」を、2019年10月には洋食レストランを展開する「株式会社ハットリフーズ」を完全子会社化し、事業領域の拡大を図ってきました。コロナ禍で飲食店の大量閉店が想定される一方で、有力物件発掘の可能性もあることから、当社出店方針である「人口動向を考慮した郊外店立地を重視」「東海道・山陽新幹線沿線エリア」を堅持しつつ、収益力の高い業態を優先して中期経営計画に沿った計画的な新規出店を進めます。

特に当社がラーメン事業の新規業態として取り組みノウハウを蓄積してきた「横浜家系ラーメン」業態は、嗜好性が強く常連客のリピート率が高いことから、コロナ禍の影響が比較的小さいうえに、初期投資やランニングコストを抑制した高収益業態であるため、当社直営で多店舗展開するほか、フランチャイズ事業の中心ブランドとして位置づけフランチャイジーの開拓推進にも取り組んでまいります。

本資金調達の中から、100百万円を新規出店等のための設備投資資金に充当する予定です。

③ 財務健全化に向けた借入金の返済資金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う業績悪化を踏まえ、2020年12月末までに金融機関から1,990百万円の借入を実行したことにより、有利子負債の総額は3,728百万円となっています。これらのうち、本資金調達の中から50百万円を一部返済に充当し、負債と資本のバランスを保つことで、財務構造の健全化を進めていきます。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役社長 野口真人）（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）に依頼いたしました。プルータス・コンサルティングは、権利行使期間、権利行使価格、当社株式の株価、株価変動率、配当利回り及び無リスク利率を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、主に①当社の取得条項（コール・オプション）については発動のタイミングを定量的に決定することが困難であるため評価に織り込まないこと、②割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行い、株価が下限行使価額を上回っている場合において、資金支出計画をもとに想定される支出期間（権利行使可能な期間に限りです。）にわたって一様に分散的な権利行使がされること、③株価が下限行使価額を10営業日連続して下回った場合、割当予定先は当社に本新株予約権の取得を請求する旨の通知を行うこと等を想定しております。当社は、当該評価を参考にして、本新株予約権1個当たりの払込金額を当該評価と同額となる金570円としました。当社は、上記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」に記載した本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準を勘案の上、本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。さらに、当社監査等委員会から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を

この文書は、当社の第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

- (i) 本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識・経験が必要であると考えられ、プルータス・コンサルティングがかかる専門知識・経験を有すると認められること
- (ii) プルータス・コンサルティングと当社との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないので、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
- (iii) 当社取締役がそのようなプルータス・コンサルティングに対して本新株予約権の価値評価を依頼していること
- (iv) プルータス・コンサルティングから当社実務担当者及び監査等委員会への具体的な説明が行われた上で、評価報告書が提出されていること
- (v) 本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、プルータス・コンサルティングの評価報告書を参考にしつつ当社実務担当者による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること
- (vi) 本新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務慣行について、当社法律顧問から当社の実務担当者に対して説明が行われており、かかる説明を踏まえた報告が実務担当者から本新株予約権の発行を担当する取締役になされていること

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大400,000株（議決権4,000個相当）であり、発行決議日現在の当社発行済株式総数7,443,000株（総議決権数74,310個）に対し最大5.37%（当社議決権総数に対し最大5.38%）の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、本新株予約権の発行により、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れること、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、①本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数400,000株に対し、当社株式の過去3年における1日当たり平均出来高は3,723株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロールすることが可能であり、かつ、③当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名 称	東海東京証券株式会社	
② 所 在 地	名古屋市市中村区名駅四丁目7番1号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 合田 一郎	
④ 事 業 内 容	金融商品取引業	
⑤ 資 本 金	6,000百万円	
⑥ 設 立 年 月 日	2008年10月8日	
⑦ 発 行 済 株 式 総 数	120,000株（2020年3月31日現在）	
⑧ 決 算 期	3月31日	
⑨ 従 業 員 数	2,283人（2020年3月31日現在）	
⑩ 主 要 取 引 先	投資家及び発行体	
⑪ 主 要 取 引 銀 行	株式会社三菱UFJ銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社みずほ銀行	
⑫ 大株主及び持株比率	東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社 100%	
⑬ 当 社 と の 関 係	資 本 関 係	割当予定先が保有している当社の株式の数： 400株（2020年9月30日現在） 当社が保有している割当予定先の株式の数：

この文書は、当社の第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

		－（2021年1月8日現在）		
	人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人間関係はありません。		
	取 引 関 係	当社の主幹事証券会社であります。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態（単体）		（いずれも単体・百万円）		
決 算 期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	
純 資 産	95,067	88,686	95,591	
総 資 産	847,717	1,270,607	994,899	
1株当たり純資産（円）	792,233	739,052	796,599	
営 業 収 益	73,679	55,952	55,478	
営 業 利 益	18,719	574	189	
経 常 利 益	19,192	1,005	713	
当 期 純 利 益	12,913	458	822	
1株当たり純利益（円）	107,611	3,819	6,852	
1株当たり配当額（円）	60,000	57,000	83,000	

（注）1. 金銭以外の配当（現物配当）を行っておりますが、当該現物配当に係る1株当たり配当額を除いた金額を記載しております。

（注）2. 割当予定先は、株式会社名古屋証券取引所の取引参加者であるため、株式会社名古屋証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

（2）割当予定先を選定した理由

当社は、①上記「2. 募集の目的及び理由（1）資金調達目的」に記載の調達目的を達成するために適した手法であること、②株価への影響にも十分に配慮した仕組みとなっていることを重視した上で、多様な資金調達手法の比較検討を進めて参りました。

そのような状況の中、割当予定先より提案があった本新株予約権のスキームは、当社のニーズを充足し得る内容であったことに加え、同社が①当社の主幹事証券として良好な関係を築いてきており、従前より当社に対して資本政策を始めとする様々な提案及び議論を行って当社の経営及び事業内容に対する理解が深いこと、②国内に厚い投資家基盤を有しており、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の株式市場等における円滑な売却が期待されること、③総合証券会社として様々なファイナンスにおける実績もあること等を総合的に判断した上で、同社を割当予定先として選定することといたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である東海東京証券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

（3）譲渡制限及び割当予定先の保有方針

割当予定先は、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとし、当社取締役会の承認を以て本新株予約権の譲渡が行われる場合には、事前に譲受人の本人確認、反社会的勢力等でないことの確認、行使の払込原資確認、本新株予約権及びその行使により取得する株式の保有方針の確認、本新株予約権割当契約に定められた行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認いたします。譲渡承認が行われた場合には、当社はその内容を開示いたします。また、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を長期保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市

この文書は、当社の第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する予定です。

当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、制限超過行使を割当予定先に行わせないことを合意します。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先である東海東京証券株式会社の2020年3月期の「業務及び財産の状況に関する説明書」（金融商品取引法第46条の4及び第57条の4に基づく説明書類）に含まれる貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込みに要する十分な現金・預金及びその他の流動資産（現金・預金：39,135百万円、流動資産計：983,755百万円）を保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、割当予定先は、代表取締役社長 新美司との間で株券貸借取引契約の締結を行う予定です。

割当予定先は、本新株予約権の行使を円滑に行うために当社株式の貸株を利用する予定であり、本新株予約権の各行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) その他

本新株予約権に関して、当社は、割当予定先との間で、本買取契約において、上記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。

＜割当予定先による行使制限措置＞

① 当社は、名証の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第36条第1項及び同取扱い18(1)乃至(5)の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。

② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。

＜割当予定先による本新株予約権の譲渡制限＞

割当予定先は、本買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。その場合には、割当予定先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で上記①及び②の内容等について約させ、また譲受人となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容等を約させるものとします。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

7. 大株主及び持株比率

募集前（2020年9月30日現在）	
十一番株式会社	7.79%
株式会社グルメ杵屋	6.36%
棕本 充士	5.34%
尾家産業株式会社	4.75%
アリアケジャパン株式会社	4.67%
新美 司	3.59%
サッポロビール株式会社	3.47%
NIMホールディングス有限会社	3.36%

この文書は、当社の第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

株式会社折兼	2.47%
北沢産業株式会社	2.36%

(注) 割当予定先の東海東京証券株式会社は、今回の募集分について長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

8. 今後の見通し

今回の調達資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。

また、今回の資金調達による、今期業績予想における影響はございません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権の全てが行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、名証の上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第34条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
売上高	7,016,343	7,272,619	7,436,537
営業利益	103,684	120,954	51,601
経常利益	106,481	143,291	58,956
親会社株主に帰属する当期純利益又は純損失(△)	△266,860	36,690	△83,622
1株当たり当期純利益又は純損失(△)(円)	△37.94	5.21	△11.31
1株当たり配当金(円)	—	2.5	—
1株当たり連結純資産(円)	130.96	134.28	151.79

(単位：千円。特記しているものを除く。)

(2) 現時点における発行済株式総数及び潜在株式数の状況(2021年1月12日現在)

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	7,443,000株	100%
現時点の行使価額における潜在株式数	10,100株	0.14%
下限値の行使価額における潜在株式数	—	—
上限値の行使価額における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、全てストック・オプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
始値	636円	880円	814円
高値	1,029円	937円	898円
安値	610円	691円	655円
終値	903円	811円	702円

この文書は、当社の第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

② 最近 6 か月間の状況

	2020年 8月	9月	10月	11月	12月	2021年 1月
始 値	737円	772円	754円	749円	753円	758円
高 値	777円	820円	775円	782円	764円	768円
安 値	710円	742円	746円	747円	752円	752円
終 値	768円	759円	747円	752円	759円	757円

(注) 2021年 1 月の株価については、2021年 1 月 8 日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2021 年 1 月 8 日現在
始 値	760 円
高 値	760 円
安 値	757 円
終 値	757 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

払 込 期 日	2019 年 4 月 25 日
調 達 資 金 の 額	287,210,000 円
発 行 価 額	1 株につき金 770 円
募集時における発行済株式総数	7,048,700 株
当該募集による発行株式数	普通株式 373,000 株
募集後における発行済株式総数	7,421,700 株
割 当 先	アリアケジャパン株式会社 150,000株 サッポロビール株式会社 90,000株 十一番株式会社 30,000株 北沢産業株式会社 28,000株 株式会社折兼 20,000株 株式会社 S H E E N 10,000株 横山 順弘 10,000株 株式会社ヤマヤ醤油店 5,000株 株式会社ネオプライムヒグチ 5,000株 株式会社ハナノキ 5,000株 株式会社東海サービス 5,000株 ジー・ユー・サプライヤーズ株式会社 5,000株 株式会社都建装 5,000株 株式会社ランドマーク 5,000株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	主に新規出店の為の設備投資資金及び長期借入金の返済資金
発行時における支出予定時期	2019 年 4 月から 12 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	新規出店においては、支出予定時期の 2019 年 4 月から同年 12 月までの期間に 6 店舗を出店し、うち 3 店舗の出店に伴う設備投資に予定額通りの 132,000 千円を充当しております。 長期借入金の返済においても、支払予定時期の 2019 年 4 月から同年 6 月までの借入金返済に予定額通りの 153,210 千円を充当しております。

以 上

この文書は、当社の第 5 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

(別紙)

株式会社 J B イレブン

第 5 回新株予約権

発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称
株式会社 J B イレブン第 5 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の総数
4,000 個
3. 各本新株予約権の払込金額
570 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 5.70 円）
4. 申込期間
2021 年 1 月 28 日
5. 割当日
2021 年 1 月 28 日
6. 払込期日
2021 年 1 月 28 日
7. 募集の方法
第三者割当ての方法により、東海東京証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。
8. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 400,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$
 - (3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

この文書は、当社の第 5 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初757円とする。但し、行使価額は第10項又は第11項に従い、修正又は調整される。

10. 行使価額の修正

第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。）に、当該修正日以降修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が455円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、ストックオプションとして新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降、又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2021年1月29日から2024年1月29日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日（機構（第22項に定義する。以下同じ。）の休業日等でない日をいう。）並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条の規定に従って、取得日の 2 週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、2024 年 1 月 29 日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第 273 条の規定に従って、取得日の 2 週間前までに通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が名古屋証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 570 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、757 円とした。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行 大府支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上